

北九州市しあわせ長寿プラン取組調書（再掲あり）

| 目標 | 方向性 | 施策 | 通しNo. | 取組名 | 取組概要 | 取組指標 (KPI) (上段) 指標名・指標数値 [参考 (下段) 指標設定の考え方・未設定理由] | 取組状況 (令和6年度) |
|----|-----|----|----------------|------------------------|---|--|--|
| 5 | 5 | 5 | 148 | 訪問理美容サービスの実施 | 理髪店・美容院に行くことができない在宅の寝たきり高齢者などを対象に、理容師・美容師が各家庭を訪問し、理容・美容サービスを提供します。 | 延べ利用回数 令和4年度: 227回 → 令和8年度: 240回 サービス利用が必要と認められる方に対し適切にサービスを提供し、利用者の健康増進と生活環境の改善及び介護者の負担軽減を図る。 | 196回 |
| | | | 149 | 寝具洗濯乾燥消毒サービスの実施 | 在宅の寝たきり高齢者等が使用している寝具の洗濯乾燥消毒サービスを提供します。 | 延べ利用回数 令和4年度: 17回 → 令和8年度: 20回 サービス利用が必要と認められる方に対し適切にサービスを提供し、利用者の衛生の維持と介護者の負担軽減を図る。 | 16回 |
| | | | 150 | 在日外国人高齢者への給付 | 年金の受給権を制度上得ることができなかった外国人高齢者に対して、国の制度が整うまでの経過措置として、福祉的な給付金を支給します。 | 【未設定】 数値目標を設定できる性質のものではないため、設定しない。 | 3件 |
| | | | 151 | 生活支援型訪問サービスの従事者の確保 | 自立支援・重度化防止に向けた適切なサービスを提供できるように、生活支援型訪問サービス従事者研修を積極的に実施し、研修修了者を多数輩出する。 | 生活支援型訪問サービス従事者研修の修了者 令和4年度: 25名 → 令和8年度: 50名 サービス提供者となる人を増やすため、生活支援型訪問サービス従事者研修修了者を目標値として設定 | 20人 |
| | | | 152 | 介護予防・生活支援サービスの提供体制の確保 | 要支援1・2の認定を受けた方及び事業対象者に対して、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう適切なアセスメントによるケアプランに基づき、介護予防・生活支援サービス(訪問・通所)において、「予防給付型」「生活支援型」「短期集中予防型」の提供を行います。また、自立支援・重度化防止に向けた適切なサービスを提供できるよう従事者、事業所の確保等、環境整備を行います。 | (サービスC) サービス終了半年後に他の介護保険サービスを利用していない人の割合(セルフプラン継続率) R3: サービス終了者97名中55名(57%)がセルフプラン継続中。 →R8: サービス終了者の半年後のセルフプラン継続率が70% 【未設定】 (サービスB) 住民主体の助け合い活動の実施件数 令和4年度: 1,634件 → 令和8年度: 3,000件 | (地福) (サービスB) 住民主体の助け合い活動の実施件数 2,596件 (紹介) 【参考】 (サービスC) サービス終了者(R6年度前期)の半年後のセルフプラン継続率84% |
| | | | 153 | 訪問介護等介護保険(在宅)サービスの提供 | 高齢者が住み慣れた地域で、能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、訪問介護・通所介護などの居宅サービスや、24時間対応の定期巡回・臨時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスを提供します。 | 在宅サービス利用者数 令和4年度: 34,738人 → 令和8年度: 37,586人 令和6年3月に策定した「北九州市しあわせ長寿プラン」の成果指標による。 | 在宅サービス利用者数 36,009人 |
| | | | 154 | 介護保険制度の広報・周知 | 介護保険制度の理解を深め、制度の趣旨や内容の周知を図るため、出前講演や出前トークを行います。 また、介護サービスの利用状況を記載した給付費通知を被保険者に送付します。(介護サービスの利用者負担軽減制度を周知するチラシを同封) | 【未設定】 制度の周知・広報については、様々な機会を捉えて行うものであることから、目標設定になじまない。 介護サービスを利用している被保険者に送付するものであることから、目標設定になじまない。 | 【参考】 給付費通知送付数: 108,278通(年2回) |
| | | | 155 | 粗大ごみ持ち出しサービスの実施 | 高齢者、妊産婦、障害のある人、傷病者、年少者のみで構成された世帯を対象に、収集作業員が屋内などから粗大ごみの持ち出しを行います。 | 市民が適切に分別、排出したごみを収集日に全て収集する(収集漏れ0件) 適正かつ効率的なごみ収集体制の構築 | 市民が適切に分別、排出したごみを収集日に全て収集した(収集漏れ0件) |
| | | | 156 | ふれあい収集の実施 | ごみステーションに家庭ごみを出すことが困難なひとり暮らしの高齢者等を対象に玄関先での収集を実施します。 | 排出を支援する高齢者、障がい者の世帯数 令和4年度: 594世帯 → 令和8年度: 令和4年度以上 適正かつ効率的なごみ収集体制の構築 | 907世帯 |
| | | | 再掲 (No.138) | 自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメント | 地域包括支援センター等において、要支援1・2及び事業対象者に対し、自立支援及び重度化防止に向けたケアマネジメント(ケアプラン作成等)を行います。また、適切なケアマネジメントを確立するための取組として、地域ケア会議やケアマネジメント研修の充実を図ります。 | ・ケアマネジメント研修 「自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメント(生活習慣病予防・重症化予防)」に関するテーマで各区年間1回実施。 ・地域ケア個別会議開催回数 令和4年度: 611回 → 令和8年度: 現状維持 ・生活習慣病の重症化予防の視点を踏まえた原案確認 令和4年度: 全事例 → 令和8年度: 全事例 ・各区のケアマネジメント研修回数、24圏域で概ね月1回開催する地域ケア個別会議を目標値として設定 | ・ケアマネジメント研修 「自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメント(生活習慣病予防・重症化予防)」に関するテーマで各区年間1回実施。 ・地域ケア個別会議開催回数: 568回 ・生活習慣病の重症化予防の視点を踏まえた原案確認 全事例 |

北九州市しあわせ長寿プラン取組調書（再掲あり）

| 目 標 | 方 向 性 | 施 策 No. | 取組名 | 取組概要 | 取組指標 (KPI) (上段) 指標名・指標数値 [参考 (下段) 指標設定の考え方・未設定理由] | 取組状況 (令和6年度) |
|-----------------------|-------------|---------------|--------------------------|---|--|--|
| 3 安全・安心に暮らし続けられる環境づくり | | | | | | |
| 1 暮らしやすい多様な住まいづくりを応援 | | | | | | |
| 1 | 1 | 157 | 高齢者の住宅相談の実施 | 各区役所において、介護を必要とする高齢者の住まいの改良に関する一般的な相談や、高齢者仕様の住宅建築などに関する専門的な相談に応じ、これらの方々の在宅生活を支援します。 | 相談件数 令和4年度：91件 → 令和8年度：100件 | 91件 |
| 1 | 1 | 158 | すこやか住宅の改造助成 | 介護を必要とする高齢者などが居住している住宅を、身体状況に配慮した仕様（段差解消など）に改造する場合に、その費用の全部または一部を助成します。 | 助成金交付件数（高齢者） 令和4年度：79件 → 令和8年度：80件 | 79件 |
| 1 | 1 | 159 | すこやか住宅の普及啓発 | 全ての人のとって安全で安心して快適に生活できる仕様を持つ「すこやか住宅」の普及を推進するため、施工業者等向けの研修会や市民向けの情報提供を行います。 | 高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率 平成30年：42% → 令和14年：75% | 情報誌の発行（2000部）、ケアマネージャーに対する研修会の開催（1回）、住宅改造助成事業に従事する建築士相談員、施工業者に対する研修会を開催（3回） |
| 1 | 1 | 160 | サービス付き高齢者向け住宅の普及 | 高齢者単身・夫婦世帯が安心して居住できる住まいで、住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、高齢者を支援する安否確認や生活相談などのサービスを備えた「サービス付き高齢者向け住宅」の登録を行い、事業者へ指導・監督を行います。 | 高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合 令和2年：4% → 令和14年：4% | 高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合：4.31% （サ高住）登録棟数38棟、登録戸数1,579戸 |
| 1 | 1 | 161 | 高齢者向け優良賃貸住宅の供給支援 | バリアフリーで緊急通報装置等を備えた良質な民間賃貸住宅への入居者に対して家賃補助を行うことで、入居を促進し、民間事業者による供給を支援します。 | 高齢者向け優良賃貸住宅の入居率 令和4年度：90.1% → 令和8年度：80% | 20団地 管理戸数486戸、入居率87.2% |
| 1 | 1 | 162 | 高齢者の民間賃貸住宅への円滑な入居支援 | 市、不動産関係団体、居住支援団体が連携して設置した「北九州市居住支援協議会」において、高齢者や障害者等の民間賃貸住宅への円滑な入居の支援に関する協議を行うとともに、高齢者・障害者住まい探し協力店の紹介や住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録制度、居住支援法人等の情報提供を行います。 | 協議会と幹事会の開催回数 令和4年度：2回 → 令和8年度まで2回/年 | 協議会：2回 幹事会：1回 計3回 |
| 1 | 1 | 163 | 健康にもメリットがある省エネ住宅の普及促進 | ゼロカーボンシティの実現に向けて、住宅の脱炭素化に健康や快適性のメリットを感じ、自主的な取組みがなされるよう、事業者や市民に向けて情報を発信します。 | ・技術力向上研修の満足度 令和8年度：80% ・技術力向上研修における技術考査の合格率 令和8年度：80% | ・kitaQ ZEH建設現場見学会の満足度：100% 健康やコストパフォーマンスに関する理解度：97% |
| 1 | 1 | 164 | 市営住宅における住宅困窮者募集(高齢者枠)の実施 | 住宅困窮度の高い高齢者の生活基盤の安定を図るため、市営住宅の入居者募集の際、一般募集とは別枠を設け、点数選考による高齢者の優先入居を実施します。（なお、住宅困窮者募集には、障害者、母子・父子、多子世帯を対象にした募集枠も設けます。） | 住宅困窮者募集戸数（重複募集戸数） 令和4年度576戸 → 令和8年度まで500戸/年 | 市営住宅の定期募集において、特に住宅困窮度が高いとされる方（高齢者、障害者、母子、父子世帯、多子世帯）に対し、一般募集とは別に募集枠を確保することにより、入居選考において優先的な取扱いを実施し、入居に結びつけている。 令和6年度実績 住宅困窮者募集 実募集戸数300戸 （重複募集住戸520戸 うち年長者募集234戸 募集倍率7.4倍） |
| 1 | 1 | 165 | 市営住宅におけるバリアフリー化の推進 | 市営住宅の建替等においては、すべての住戸で、手すりの設置等、高齢者などに配慮した『すこやか仕様』（バリアフリー化）の住宅を供給します。 また、既設市営住宅の一部において、床段差の解消、手すりの設置、浅型の浴槽の設置等、高齢者などに配慮した仕様への内部改善工事を行い、既存ストックの有効活用を図ります。 | ・総管理戸数に占めるバリアフリー住戸の割合 令和4年度：39% → 令和8年度：43% ・すこやか改善事業 令和4年度：124戸（総実績戸数5,158戸） → 令和8年度：年間200戸目標 | ・総管理戸数に占めるバリアフリー住戸の割合：41% 令和6年度のバリアフリー住戸の供給率目標を達成した。 ・すこやか改善事業 令和6年度実績：39戸 総実績戸数：5,299戸 |
| 1 | 1 | 166 | 庁内における熱中症対策の推進 | 改正気候変動適応法に基づき、令和6年4月より新設された「熱中症特別警戒情報」の発表等に備えて、庁内の連絡体制や、暑熱避難施設の指定など、熱中症対策に係る庁内での推進体制を構築し、高齢者をはじめとする市民の熱中症被害の防止を図る。 | [未設定] | [参考] ・第1回北九州市熱中症対策推進連絡会議の開催（開催日：5月16日） ・暑熱避難施設の指定数：225施設（公共：161施設、民間：64施設）（R6年度未現在） |
| | | | | | 改正法に基づき、主に庁内の協力体制の整備等を担う事業であるため、定量的に評価できるものではなく、目標値の設定には馴染まない。 | |

北九州市しあわせ長寿プラン取組調書（再掲あり）

| 目標 | 方向性 | 施策の | 通しNo. | 取組名 | 取組概要 | 取組指標 (KPI) (上段) 指標名・指標数値 [参考 (下段) 指標設定の考え方・未設定理由] | 取組状況 (令和6年度) |
|----------------|-----|-----|-------|-----------------------|--|---|---|
| | | | 1 | 熱中症やヒートショックを防ぐための啓発活動 | 高齢者が安全・安心に日常生活を送れるよう、熱中症やヒートショックなど温度差によるリスクについて、ホームページなどを通して情報提供を行い、高齢者の事故を未然に防止するための啓発活動を推進します。 また、熱中症予防の普及啓発・注意喚起を行います。特に熱中症への注意が必要な高齢者等に対して、周囲の見守りや重点的な呼びかけができるよう、関係機関と連携します。 | 【未設定】 ホームページなどでの啓発は、数値化することができないため、指標を設定することができない。 | ホームページなどの広報媒体を通して、熱中症やヒートショックに陥るリスクやその対策について、啓発活動を実施した。 |
| 2 外出しなくなる環境づくり | | | | | | | |
| | | | 2 | シルバーひまわりサービスによる外出支援 | 外出することが困難な高齢者の日常的な外出を支援するとともに、市民参加によるボランティア活動を推進するため、北九州市社会福祉協議会と労働団体、行政が連携してボランティアによる送迎サービスに取り組みます。 | シルバーひまわりサービスの利用件数 (年間) 令和4年度:4,241件 → 令和8年度:4,900件 | 4,628件 |
| | | | 2 | 買い物応援ネットワークの推進 | 地域住民が主体となった送迎や朝市、移動販売など買い物支援などの取組を通して、地域住民と事業者や支援者をつなぐネットワークの強化を図り、安心して買い物できる地域づくりを進めます。 | コーディネーターによる支援件数 令和4年度:30回 → 令和8年度:60回 | 24回 |
| | | | 2 | 安全で快適な歩行空間の整備 | すべての人が安全で快適に歩行できるよう、歩道の新設や拡幅、段差の解消を行うなど、利用しやすい歩行空間の整備を進める。 | 特定道路のバリアフリー化整備率 令和4年度:98% → 令和8年度:100% | 98% |
| | | | 2 | 地域に役立つ公園づくり | 身近な公園の再整備について、小学校区単位で開催するワークショップで計画段階から地域住民の意見を聴き、地域ニーズを反映した整備を行うことで、これまで以上に利用される公園を目指します。 | 【未設定】 地域団体の協力による校区選定であるため指標設定は難しい。 | 関心のある地域団体に意向確認を行い、2校区でワークショップを開催できた。 |
| | | | 2 | ユニバーサルデザインタクシー車両等導入支援 | 高齢者や車いす使用者など誰もが利用しやすいユニバーサルデザインタクシー等の普及を促進します。 | 【未設定】 | 30台 |
| | | | 2 | JR既存駅のバリアフリー化 | 高齢者、障害のある人などがJR駅を利用する際の利便性及び安全性の向上のため、既存駅舎内のエレベーターの設置を支援するなど、今後も継続してバリアフリー化に取り組みます。 | JR若松線におけるバリアフリー化整備 令和4年度:2駅 → 令和8年度:3駅 | 2駅 (累計) |
| | | | 2 | 超低床式乗合バスの導入 | 高齢者、障害のある人などが路線バスを利用する際の利便性及び安全性の向上のため、市営バスや民間バスにノンステップバス等の超低床式バスの導入を促進します。 | ・バス事業者のノンステップバス等の導入台数 ※目標数値設定なし ・老朽化したバス車両を、随時低床車両に更新 | 【都市戦略局】0台 【交通局】・令和6年度 ノンステップバス6台購入 低床車両 ・令和3年度 5台 ・令和4年度 1台 ・令和5年度 6台 |
| | | | 2 | モビリティ・マネジメント | モビリティマネジメントは、公共交通利用のメリット、地球温暖化問題に関する「動機付け資料」等を用いて、一人一人の移動が、社会的にも個人的にも望ましい方向に自発的に変化することを促すコミュニケーションを中心とした交通施策であり、地球環境に優しい交通行動への意識改革を図る取組みです。高齢者等を対象にモビリティマネジメントを行うことで、公共交通への利用転換を図ると共に、外出の機会や、コミュニケーションの機会の増加を図ります。 | モビリティマネジメントの継続実施 令和3年度以降:3回/年以上実施 | 11回 |
| | | | 2 | おでかけ交通の運行の支援 | バス路線廃止地区などの公共交通空白地域において、地域住民の生活交通を確保するため、採算性の確保を前提として、地域住民、交通事業者、北九州市がそれぞれの役割分担のもとで連携してジャンボタクシー等を行います。 | 公共交通人口カバー率 令和3年度:86.3% → 令和8年度:86%を維持 | (次回は令和8年度調査予定) |
| | | | 2 | バス事業者の車両小型化による路線維持の支援 | バス路線の廃止予防のため、車両を小型化し、運行の効率化を図るバス事業者に対し支援します。 | 公共交通人口カバー率 令和3年度:86.3% → 令和8年度:86%を維持 | (次回は令和8年度調査予定) |

北九州市しあわせ長寿プラン取組調書（再掲あり）

| 目標 | 方向性 | 施策 | 通しNo. | 取組名 | 取組概要 | 取組指標 (KPI) (上段) 指標名・指標数値 [参考 (下段) 指標設定の考え方・未設定理由] | 取組状況 (令和6年度) | |
|---------------|-----|-----|------------------------|--|---|--|---|-----------------------|
| 2 | 2 | 2 | 178 | バリアフリー法等に基づく建築物の審査・検査の実施 | 高齢者、障害のある人をはじめすべての人が社会、文化、経済その他の分野の活動に自らの意思で参加できる社会を形成するため、バリアフリー法及び福岡県福祉のまちづくり条例に基づく特別特定建築物等に係る審査、検査を実施します。 | 【未設定】 | 令和6年度までの累計申請件数 5件 | |
| | | | | | | 申請されたものを審査、検査するものなので、目標値設定はできない。 | | |
| | | | 179 | ウォークアブル空間の創出 | エリアの価値を高める居心地のよい都市空間を創出する。 | 国土交通省「まちなかの居心地の良さを測る指標(安心感・寛容性・安らぎ感・期待感)」各要素が6点以上(各8点満点) | 安心感4.7点 寛容性5.0点 安らぎ感4.0点 期待感3.4点 | |
| | | | | | | 各要素の測定項目である活動(利用の仕方)と主観(感じ方)がそれぞれ3点以上(各4点満点) | | |
| | | | 180 | 市営バスのふれあい定期の発行 | 高齢者の外出支援を図るため、年齢が75歳以上の人を対象に、北九州市営バス路線のうち、北九州市内であれば乗り降り自由の高割引定期券「ふれあい定期」を発売します。また、運転免許証を自主返納し、且つ運転経歴証明書の交付を受けてから1年以内の75歳以上の人を対象に「ふれあい定期」料金を割引きます。 | 【未設定】 | — | |
| | | | | | | 「ふれあい定期」の年間交付枚数を同程度維持する指標として設定。現状維持による高齢者支援に加え、運転免許証を自主返納した高齢者への「ふれあい定期」料金の割引制度は、高齢者による交通事故の抑制及び運転免許証返納後の高齢者の移動手段の確保を目標としているため。また、高齢者の運転免許証自主返納者に対する対策については、市民文化スポーツ局安全・安心推進部において、市全体の施策調整を行っており、交通局単独で目標値を設定することが困難であるため。 | | |
| | | | 181 | 小型車両を活用したお買い物バスの運行 | 大型バスが運行できない高台地区等に住む高齢者等の買い物や病院に行くための「生活の足」の確保を目的に、乗車定員10人以下の小型車両を活用して、「お買い物バス」を運行します。 | 路線数及び運行便数 令和4年度：7路線37便 → 令和8年度：7路線37便 | 7路線37便 | |
| | | | | | | 高齢者が利用される「お買い物バス」の運行数を指標として設定 | | |
| | | | 再掲 (No.55) | 2 | 地域でGO!GO!健康づくり | まちづくり協議会が、市民センター等を拠点として、健康づくり推進員の会、食生活改善推進員協議会と連携し、医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会、行政(保健師等)などの協力により、市民が主体となって地域の健康課題について話し合い、目標設定、計画づくり、実践、事業評価を一つのサイクルとした健康づくり事業(地域でGO!GO!健康づくり)を行います。 | 地域の健康課題に沿った取組みを実施している団体 令和9年度：100% *現状値はR6に集計 | 全てのまちづくり協議会(137団体)で実施 |
| | | | | | | | 人とのつながり(ソーシャルキャピタル)を活用した、地域の健康課題の解決に取り組みを全校区で実施するため、目標値として設定。 | |
| 3 安全・安心な生活を守る | | | | | | | | |
| 3 | 3 | 182 | 福祉避難所の速やかな開設に向けた検討 | 要配慮者が福祉避難所に直接避難する仕組みづくりをはじめ、災害時に速やかに福祉避難所を開設・運営できる体制整備の検討を行います。 | 【未設定】 | — | | |
| | | | | | 速やかな福祉避難所の開設・運営 | | | |
| 3 | 3 | 183 | あんしん情報セットの普及 | 万が一の緊急時に備え、一人暮らしの高齢者等が、あらかじめ緊急時に必要な情報(緊急連絡先、かかりつけ医等の医療情報)を集約保管しておく「あんしん情報セット」の普及を図ります。 | あんしん情報セットの配布数 令和4年度：1,269個 → 令和8年度：2,680個 | 776個 | | |
| | | | | | あんしん情報セットの利用を拡大するため、配布数を指標に設定。 | | | |
| 3 | 3 | 184 | 福祉避難所の拡充 | 災害時の避難に際して、高齢者や障害のある人等が良好な生活環境を確保できるよう、老人福祉施設等を有する社会福祉法人等と協力協定を締結し、福祉避難所の拡充を図ります。 | 福祉避難所協定施設数 令和4年度末：84施設 → 令和8年度末：97施設 | 91施設 | | |
| | | | | | 福祉避難所の「量的な確保」の指標として、協定施設数を成果指標とする。 | | | |
| 3 | 3 | 185 | 避難行動要支援者避難支援のための仕組みづくり | 土砂災害や河川氾濫などの災害が発生したときに自力で避難することが困難な高齢者や障害のある方(避難行動要支援者)を名簿に登録し、平常時から自治会(市民防災会)などに名簿を提供することで、地域における避難支援の仕組みづくりを促進します。 また、避難行動要支援者の個別避難計画が自治会などによって作成されるよう支援します。 併せて、自治会などによって作成することが困難な個別避難計画は、福祉専門職と連携して作成することで、個別避難計画の作成を促進します。 | 個別避難計画の作成率 令和4年度：57.7% → 令和8年度：85% | 68% | | |
| | | | | | 毎年度、一定数の避難行動要支援者の入れ替わりがあるため、すぐに作成率を100%に近づけることは困難であるが、可能な限り100%に近づけるよう毎年度最大限に取り組み目標を設定。 | | | |
| 3 | 3 | 186 | 地区防災計画の策定の推進 | 地域防災力の向上を目的として、小学校区や町内会、マンションなど、様々な地域単位での地区防災計画作りを支援する。 | 地区防災計画策定数 令和4年度：37件 → 令和8年度：58件 | 地区防災計画策定数 42件 | | |
| | | | | | 地域が一体となって取り組んだ成果として、地区防災計画の作成地域数を指標とする。 | | | |

北九州市しあわせ長寿プラン取組調書（再掲あり）

| 目標 方向性 | 施策 No. | 取組名 | 取組概要 | 取組指標 (KPI) (上段) 指標名・指標数値 [参考 (下段) 指標設定の考え方・未設定理由] | 取組状況 (令和6年度) |
|--|---------------|-------------------------|--|---|---|
| 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 | 187 | 高齢者向け交通安全の推進 | 高齢者が交通事故の被害者にも加害者にもならないよう四季の交通安全運動を中心とした広報啓発活動や、運転免許証自主返納支援事業の実施、また、高齢者運転シミュレーターや歩行シミュレーター等を活用した参加・体験型の交通安全教育を推進することにより、高齢者の交通安全意識の高揚、浸透を図ります。 | 運転免許証自主返納数 令和4年度：3,000人 → 令和8年度：3,000人 | 3,065人 |
| | 188 | 高齢者の犯罪被害防止に向けた啓発の推進 | 高齢者の犯罪被害防止を目的とした出前講演の実施や、社会的に問題となっている二重電話詐欺被害の未然防止を図るため、65歳以上の市民を対象に、被害防止に有効である事前警告及び自動録音機能を有する固定電話機の購入費の一部を補助するなど、高齢者の被害未然防止につなげます。 | ・高齢者の犯罪被害防止を推進するための出前講演数 令和4年度：0回 → 令和8年度：5回 ・電話機を設置したことによる安心感 令和4年度：96% → 令和8年度：95%以上を維持 高齢者の防犯意識や危機回避能力の向上を図るために実施した出前講演数を活動指標とするもの。 補助金申請者に対して行うアンケートから、電話機設置による安心感を目標値として設定。 | ・高齢者の犯罪被害防止を推進するための出前講演数(安全・安心推進部) 23回 ・電話機を設置したことによる安心感 97% |
| | 189 | 高齢者に対する消費者被害防止の啓発 | 高齢者が消費者被害に遭わず、安心して生活できるよう、高齢者への啓発を行うとともに、民生委員や介護事業者など高齢者を見守っている人に対して啓発講座を行うほか、介護事業者などに対して消費者被害の情報をメールで配信し、高齢者の被害未然防止につなげます。 | 啓発講座(高齢者対象)の受講者数 令和4年度：696名 → 令和8年度：1,000名 高齢者及び民生委員、介護事業者への直接的な情報提供に繋がる啓発講座は非常に有効な事業であるため、その受講者数を成果指標とするもの。 | 1,534名 |
| | 190 | 高齢者等の住宅防火対策の推進 | 住宅火災による高齢者や障害者の被害を防ぐため、各種媒体や行事等あらゆる機会を通して住宅からの出火防止のための広報を行います。また、高齢者等の訪問活動を行い、設置義務から10年以上が経過した住宅用火災警報器の交換と定期的な点検・清掃について啓発を強化していくなど、住宅防火対策を積極的に推進します。 | 住宅火災による死者数10年平均値以下：9.2人 令和4年度：10人 → 令和8年度：住宅火災による死者数10年平均値以下(H28～R7) 高齢者等の住宅防火対策を推進し、火災及び被害の防止を図り、その成果を数値化するため、上段指標とした。 | 14人(令和6年中) |
| | 191 | 福祉施設等の防火安全対策の推進 | 高齢者等の自力避難困難者が入所する社会福祉施設の消防用設備等の設置や維持管理状況等の不備事項を査察で把握し、是正指導を行います。また、施設関係者に消防関係法令を遵守させ、防火安全対策を徹底し、安全で安心した住みよい環境づくりを推進します。 | 【未設定】 消防法に基づき実施している査察は、必要に応じて実施するものであることから、数値目標の設定は、未設定とするもの。 | [参考] 令和6年度における福祉関連施設(老人ホームや老人デイサービスなど)の査察件数：519件 |
| | 192 | 福祉・医療関係者向け高齢者の応急手当講習の実施 | 突然の病気や怪我等により傷病者が発生した場合に、傷病者のそばにいる市民が適切な応急手当を行うことで、傷病者の救命効果は向上します。そのため、消防局では応急手当普及啓発事業を行っており、特に高齢者の安全と安心を確立するため、現に就業しているホームヘルパーなどに対して、応急手当講習を実施します。 | 福祉関係者及び病院関係者(非医療従事者)の受講者数 令和4年度：511人 → 令和8年度：1,500人 高齢者と接する機会が多い福祉関係者及び病院関係者(非医療従事者)が一定の頻度で応急手当講習を受講することで、救命率の向上が期待できるため。また、数値は新型コロナウイルス流行以前の人数に設定した。 | 545人 |
| | 193 | 高齢者に対する予防救急の普及啓発 | 救急隊が出動した事案を集計・調査・分析し、家庭内やその周辺で高齢者が負傷した事故の傾向や注意すべき箇所等をまとめた「転ばぬ先の知恵～家庭内における高齢者の事故防止対策～」を作成します。各種講習の資料として使用するほか、ホームページで情報提供を行うなど、高齢者が家庭内などで負傷する事故の未然防止を推進します。 | 【未設定】 普及啓発は数値で測ることができないため、指標を設定することができない。 | 広報媒体(ホームページ等)を通して、高齢者が家庭内などで負傷する事故について、注意喚起を図った。 |
| | 再掲 (No.59) | あんしん通報システムの設置 | 在宅高齢者や重度身体障害がある人等の家に火災センサーやペンダント型発信機を付加した緊急通報装置を設置し、緊急事態が生じた際、消防隊や救急隊が迅速な対応を行います。また通報装置を介して健康や生活等日常のあらゆる相談を受けるなど、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。 | 新規設置件数 令和4年度：351件 → 令和8年度：360件以上 安全安心を確保するための事業であり、定量効果や定性効果を求めるものではないが、本事業を必要とする方への広報活動により一定数以上の新規設置数を確保することは可能と考え上記指標とした。 | 新規設置件数：343件 |